

一般社団法人大分県工業連合会

ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業 第3次公募（追加募集）公募要領

1. 事業の概要

県内ものづくり中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費の減衰やサプライチェーンの毀損等で売上の急激な落込みがみられ、非常に厳しい状況を強いられています。

このような中でも、新型コロナ危機に対応するための新規分野への挑戦や新規顧客獲得のための取組など、事業再興計画を策定し前向きな取組を行う企業に対し、①設備投資、②研究開発、③販路開拓の幅広いメニューについて、各企業の状況に応じた複合的かつ自由度のある支援を行うことで、新型コロナウイルスの影響を受ける前の経営状態に早期に回復させることを目指します。

2. 受付期間

令和3年6月21日（月）～令和3年7月9日（金）17時 必着

※ 受付期間は、この期間のみです。

※ 審査は、受付期間後に行い、審査結果については郵送で通知します。

3. 事業の実施期間、内容、補助対象者、対象経費等

事業の実施期間は、計画の認定を受けた後に、別途補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定を受けた日～令和4年1月28日（金）までです。

※ 補助金交付決定日以前に着手したものは補助対象になりませんので、ご注意ください。事業の内容、補助対象者、補助対象要件、対象経費等は、下記のとおりです。

事業の内容	コロナ感染症により落ち込んだ売上げ等を回復させるため、今後3年間を目途として売上げの回復を図るための「コロナ危機対応 事業再興計画」を策定し、同計画に基づいて実施する設備投資、研究開発及び販路開拓に要する経費を支援するもの。
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）であって、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業者又は知事が認めるもの。 ※ 第1次公募、第2次公募又は第3次公募において認定を受けた者は、申請できません。
補助対象要件	(1) 令和2年2月以降の1箇月間の売上が前年同月比で10%以上減少した者。 「一般事業者」 (2) 令和2年2月以降の1箇月間の売上が前年同月比で15%以上減少した者。 「特別事業者」

補助事業の種類	補助対象経費		補助率	補助上限額	
	経費区分	内容			
①設備投資	(1)機械装置購入費	機械・装置、部品、工具・器具の購入、更新、製作等に要する経費	一般事業者 3 / 4 以内 (一般事業者： 令和2年2月以降の1箇月の売 上が、前年同月 比 10%以上減 少した者) 特別事業者 5 / 6 以内 (特別事業者： 令和2年2月以 降の1箇月の売 上が、前年同月 比 15%以上減 少した者)	500万円	
	(2)システム構築費	専用ソフトウェア及び情報システムの購入、構築に要する経費			
②研究開発	(1)専門家等謝金	技術的な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払う経費			300万円
	(2)専門家等旅費	技術的な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払う旅費			
	(3)旅費	事業の遂行に必要と認められる旅費			
	(4)原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費			
	(5)機械装置・工具・器具費	機械装置（自社で機械装置を製作する場合は部品を含む。）又は製品開発に必要な機械装置を製作するための工具・器具の購入、試作、改良、据付け又は修繕等に要する経費			
	(6)外注加工・分析費	原材料等の加工、設計、分析等を外部に依頼する場合に要する経費（構築物、機械装置・工具・器具を外注により建造又は改良する場合を除く。）			
	(7)手数料	原材料等の加工、設計、分析等を行う場合に要する経費			
	(8)技術指導料	外部からの技術指導を特に必要とする場合に要する経費			
	(9)事務費	印刷費、資料費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等			
	(10)委託費	第三者との共同研究、第三者への研究委託等に要する経費			
(11)その他の経費	上記に掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、研究等に要する経費及び産業財産権の導入に要する経費であって、事業の実施に特に必要と認める経費				
③販路開拓	(1)専門家等謝金	技術的な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払う経費		200万円	
	(2)専門家等旅費	技術的な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払う旅費			
	(3)旅費	事業の遂行に必要と認められる旅費			
	(4)展示会出展費等	展示会出展、展示会装飾、運搬、広告宣伝等に要する経費			

	(5)事務費	印刷費、資料費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等		
	(6)ホームページ制作費	販売促進用ホームページの制作又は改修に要する経費		
	(7)その他の経費	上記に掲げるもののほか、販路開拓に要する経費であって、事業の実施に特に必要と認める経費		

※ 補助対象事業費の下限は、150万円とする。

※ 設備投資、研究開発及び販路開拓をそれぞれ組み合わせた場合の補助金の上限額は500万円とする。

※ 設備投資は、生産効率が年1%以上向上することが見込まれるものを対象とする（新規に事業を行う場合を除く）。また、既存製造ラインの単純増設は除く。

※ 販路開拓において、感染症対策に伴う経費も「その他の経費」として補助対象とする（換気システム、パーティション等）。

※ 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は除く。

4. 手続の流れ

● 認定申請手続（事業再興計画）

【事前①】 認定支援機関による事業再興計画の確認

【事前②】 事業認定申請 申請者 認定申請書 → 大分県

「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応**事業再興計画**認定申請書（第1号様式）」提出

※ 添付書類のうち、令和2年2月以降の任意の1箇月間の売上高が、前年同月と比較して10%以上又は15%以上減少したことが分かる書類については、原則として市町村が発行する「セーフティネット保証」又は「危機関連保証」の認定の写しを提出してください（売上げ減少要件に係る申出書の提出でも可能。）。

↓

※ 添付書類のうち、「補助金申請予定の経費にかかる参考見積書等の写し」として、本制度に基づいて補助金申請予定の経費にかかる参考見積書、カタログ等の写しの提出が必要です。（ただし、原材料費、事務費は除く。）

【事前③】 審査 大分県 審査・認定 → 申請者

審査については、締切後に一括して行います。

● 補助金交付申請手続

（大分県から事業再興計画の認定を受けた方のみ、補助金申請が可能です。）

① 補助金交付申請 申請者 交付申請書 → 大分県工業連合会

「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費**補助金交付申請書**（第1号様式）」提出

↓

※ 160万円以上の物品を購入する場合や1件100万円以上の経費を申請する場合は、2者以上による見積書等の提出が必要です。他社では取扱いがない場合等、やむを得ない理由により

2 者以上から見積書を徴収することができない場合は、選定理由書の提出が必要です。

※1 件 10 万円以上の経費を申請する場合も、2 者以上の見積書の提出に努めてください。

② 審査・交付決定通知 大分県工業連合会 審査・交付決定 → 申請者
↓
(ここから経費の執行(発注)が可能)

③ 補助事業開始 申請者
事業内容に変更が生じた場合は、「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画変更認定申請書(第1号様式)」、「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金変更承認申請書(第4号様式)」の一方又は両方の提出が必要ですので、事務局にお問合せください。

④ 着手届 申請者 着手届 → 大分県工業連合会
事業に着手(発注)したときは、補助事業着手届(第9号様式)及び契約書、発注書又は請書の写しを提出してください。

(「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付要綱」第8条)

↓
事業実施期間中、大分県工業連合会から、執行状況を確認させていただく場合があります。

⑤ 完了届 申請者 完了届 → 大分県工業連合会
事業が完了したときは、補助事業完了届(第10号様式)、検査調書(第11号様式)を提出してください。

例えば、物品の購入の場合、すべての物品が納入され検査が終わった最後の日(検査完了日)が、事業完了日となります。

※経費に関する支払いが終わっていても構いません。

(「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付要綱」第8条)

⑥ 実績報告 申請者 実績報告書 → 大分県工業連合会

事業完了後 30 日以内又は 1 月 28 日のいずれか早い期日まで

「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業実績報告書(第14号様式)」提出。

↓
実績報告の段階では、添付書類として、領収書又は請求書の写しをご提出ください。なお、支払い後は、実際に支払ったことを確認するために領収書、払込票の写し等をご提出ください。原則、銀行振込です。(手形による支払はできません。)

⑦ 額の確定 大分県工業連合会 → 申請者

⑧ 補助金の請求 申請者 → 大分県工業連合会

↓
「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付請求書(第12号様式)」提出

⑨ 精算払 大分県工業連合会 → 申請者
↓

⑩ 成果報告

申請者 → 大分県工業連合会

「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業成果報告書（第7号様式）」提出（補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間、毎年度の5月31日までに提出すること。）

5. 応募方法

(1) 大分県工業連合会が実施する本事業の申請にあたっては、事前に大分県に認定申請を行い、認定を得る必要があります。予算で定めるところにより、コロナ危機対応事業再興計画書の妥当性や実施の確実性を総合的に審査します。（認定が得られない場合、補助金の交付申請を行うことはできません。）

① 「認定支援機関による事業再興計画の確認」

※「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定申請書（第1号様式）」の作成に当たっては、認定支援機関（県内の商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、公益財団法人大分県産業創造機構又は各金融機関等）の確認が必要なため、各認定支援機関にご相談ください。

② 「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定申請書（第1号様式）」を下記に提出。

◆受付期間：令和3年6月21日（月）～令和3年7月9日（金）17時必着

※ 月～金曜日（祝日を除く）、8時30分から17時

※ 書類に不備があった場合は、受付できない場合があります。

◆提出先：大分県工業振興課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

（「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業 応募資料在中」と朱書きしてください。）

（「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定申請書（第1号様式）」の作成に当たっては、認定支援機関（県内の商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、公益財団法人大分県産業創造機構又は各金融機関等）の確認が必要です。）

◆添付書類：

- ・企業概要（別紙1）
- ・コロナ危機対応 事業再興（変更）計画書（別紙2）
- ・経営計画（別紙3）
- ・誓約書（別紙4）
- ・令和2年2月以降の任意の1箇月間の売上高が、前年同月と比較して10%以上又は15%以上減少したことが分かる書類（原則として、市町村が発行する「セ

ーフティネット保証」又は「危機関連保証」の認定の写し。売上げ減少要件に係る申出書の提出でも可能。)

- ・直近2期の決算書（損益計算書、貸借対照表及び製造原価報告書）
- ・支援機関が作成した確認表
（【事前①】で認定支援機関が作成した「確認表」）
- ・補助金申請予定の経費に係る参考見積書等の写し
（ただし、原材料費、事務費は除く。）

③審査後、「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定書（第2号様式）」で認定を受けた方のみ、以下の交付申請手続を始めてください。

(2)「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付要綱」に基づく「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）」を下記に提出。

◆受付期間：大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定書（第2号様式）受領後速やかに。（なお提出が遅れる場合でも、令和3年9月30日（木）17時までに提出すること。）

※ 月～金曜日（祝日を除く）、9時から17時

※ 書類に不備があった場合は、受付できない場合があります。

◆提出先：一般社団法人大分県工業連合会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県工業振興課内

（「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業 交付申請書在中」と朱書きしてください。）

◆添付書類：

- ・事業計画書（第2号様式）
- ・収支予算書（第3号様式）
- ・積算した経費の算出根拠が確認できる見積書等の写し

※ 160万円以上の物品を購入する場合や1件100万円以上の経費を申請する場合は、2者以上による見積書等の提出が必要です。（他社で取扱いが無い場合等、やむを得ない理由により2者以上から見積書を徴収することができない場合は、選定理由書を提出してください。）

※ 1件10万円以上の経費を申請する場合も、2者以上の見積書の提出に努めてください。

- ・ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業認定書の写し
- ・その他会長が必要と認める書類

(3)「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付決定通知書（第8号様式）」受領後、事業開始となります。

- ※ 交付決定日以降の着手が、補助の対象となりますので、ご注意ください。
- ※ 交付決定にあたっては、予算で定めるところにより、事業計画書の妥当性や実施の確実性を総合的に審査します。

6. 応募における注意事項

- (1) 申請書の作成に係る費用等は応募者の負担になります。
- (2) 応募いただいた書類は返却しません。
- (3) 「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定」は、予算で定めるところにより、コロナ危機対応事業再興計画書の妥当性や実施の確実性を大分県が総合的に審査します。認定が得られない場合、補助金の交付申請を行うことはできません。
- (4) コロナ危機対応事業再興計画については3年間の計画となりますが、本事業による補助対象経費は、原則として令和4年1月28日までに検査が完了するものとなります。

7. 採択された場合の留意点

- (1) 「補助金交付申請」を受けて行う「補助金交付決定」以降着手（発注）した経費のみが補助金の交付対象になります（採択のみでは、補助金の交付対象とはなりません）。
- (2) 補助金の交付申請は、事前に認定を受けた事業再興計画の内容について行うことができます。事業再興計画に記載の金額を上回っての補助金の申請はできません。
- (3) 計画の認定を受けた場合であっても、補助金交付手続の中で補助対象外経費が含まれていることが分かった場合等は、当該補助対象外経費に係る部分の申請はできません。
- (4) 交付される補助金額は、予算の範囲内で減額されることがあります。
- (5) 採択された事業者等には、必要に応じて進捗状況を報告していただくとともに、現地訪問の上、進捗状況を確認させていただくことがあります。また、国の会計検査院による検査が入る可能性があります。
- (6) 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書、契約書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を整備した上で、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- (7) 補助事業により取得した財産については、一定期間はその処分が制限されます。
- (8) 次のような場合は、補助の対象になりません。
 - ・生産効率が年1%以上向上することが見込まれない設備及び既存製造ラインの単純増設
 - ・汎用パソコンの導入等、汎用品の購入に関する費用
 - ・保守、メンテナンス費用等、既設設備等の撤去費用、建物の改修費用、設置場所の

整備工事や基礎工事に要する費用等

- ・その他大分県工業連合会会長が不相当と認めた場合

(9) 国、大分県の補助金等、その他補助制度や委託事業と重複がある場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(10) その他「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付要綱」等の各規程、大分県補助金等交付規則、補助金事務手続の手引等に従っていただきます。

8. その他、問合せ先

- 認定申請に関する問合せ先：

大分県工業振興課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

097-506-3267、097-506-3294、097-506-3279、097-506-3274、097-506-3275

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/14200/02saikousien3.html>

- 交付申請、その他補助金全般に関する問合せ先：

一般社団法人大分県工業連合会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県工業振興課内

097-506-3267、097-506-3294、097-506-3279

<http://oitakenkoren.or.jp/news/177-2021-02-15-19-40-00.html>